

印鑑条例の一部改正について

概 要

◇民間事業者等の提供するアプリケーションソフトウェアによる電子申請システムを導入し、マイナンバーカードを活用した印鑑登録証明書の交付を行うため、マイナンバーカードによる署名用の公的個人認証が行われたことを持って、印鑑登録証の提示を代替するため改正するもの。

本市で電子申請を行うことの枠組み

◇逗子市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 17 年逗子市条例第 14 号)で規定。

◇同条例第 3 条で申請手続きを規定

(電子情報処理組織による申請等)

第 3 条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等で行うことと
しているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報
処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使
用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせるこ
とができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等で行うものとして規定した申請
等に関する条例等に規定する書面等で行われたものとみなし、当該申請等に関する条例等の規定を
適用する。
- 3 第 1 項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファ
イルへの記録がされたことをもって当該市の機関に到達したものとみなす。
- 4 第 1 項の規定により行われた申請等については、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規
定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名
称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

導入が可能となる電子申請システムの概要

◇民間事業者等の提供する電子申請アプリケーションで、市民がスマートフォン・パソコンにより自身のマイナンバーカードを読み込み、希望する証明書の種別と通数等を入力の上、署名用電子証明書を添付(アプリ上で公的個人認証手続きを行うと自動添付される。)の上、電子申請を行う。

公的個人認証サービスとは？ (総務省 HP より)

公的個人認証サービスとは、オンラインで(=インターネットを通じて)申請や届出といった行政手続
などやインターネットサイトにログインを行う際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐ
ために用いられる本人確認の手段です。「電子証明書」と呼ばれるデータを外部から読み取られるおそれ
のないマイナンバーカード等の IC カードに記録することで利用が可能となります。電子証明書には、署名
用電子証明書と利用者証明用電子証明書の 2 種類があります。

署名用電子証明書・・・インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します(例 e-Tax 等の電
子申請)。「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したもので
あること」を証明することができます。

公的個人認証サービスの民間利用(総務省 HP より)

◇民間事業者における公的個人認証サービスの活用について

公的個人認証法が改正され、平成 28 年 1 月より、民間事業者においても電子証明書の有効性を確認する者(署名検証者)となり、公的個人認証サービスを活用できることとなりました。

◇公的個人認証サービスにおける主務大臣認定事業者

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 17 条第 1 項第 6 号の規定に基づく主務大臣認定事業者が利用できます。

※令和 3 年 10 月 10 日現在

民間事業者 131 社(大臣認定事業者 15 社、同事業者を利用している事業者 116 社)がサービスを提供

◇証明書請求の電子申請時に、手数料と郵送料を併せてクレジットカードで決済を行う。

◇市には総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて署名用電子証明書(J-LIS がシステムで証明)が添付された申請情報(手数料決済済情報を含む。)が到達し、それに基づき必要な証明書を作成し自宅に郵送する。

総合行政ネットワークとは(地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) HP より)

総合行政ネットワーク (LGWAN) は、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークです。

LGWAN は、地方公共団体相互間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図るための基盤として整備され、全国の地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続しております。また、府省間ネットワークである政府共通ネットワークとの相互接続により、国の機関との情報交換を行っております。

LGWAN では、電子メール、電子掲示板などの基本的サービスのほか、地方公共団体が発信する電子文書等について、秘密を保持し、認証を行い、改ざんや否認を防止するための地方公共団体組織認証基盤 (LGPKI) のシステムを運営するとともに、アプリケーション・サービス・プロバイダ (ASP) による様々な行政用アプリケーションサービスが提供されております。

逗子市印鑑条例(昭和51年条例第 7 号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>逗子市印鑑条例</p> <p style="text-align: right;">昭和51年 3 月30日 逗子市条例第 7 号</p> <p>逗子市印鑑条例(昭和28年逗子市条例第14号)の全部を次のように改正する。</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（登録資格）</p> <p>第 2 条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができないものとする。</p> <p>（1） 15歳未満の者</p> <p>（2） 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</p> <p>（登録申請）</p> <p>第 3 条 印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、市長に申請しなければならない。ただし、登録申請者が病気その他やむを得ない理由により</p>	<p>逗子市印鑑条例</p> <p style="text-align: right;">昭和51年 3 月30日 逗子市条例第 7 号</p> <p>逗子市印鑑条例(昭和28年逗子市条例第14号)の全部を次のように改正する。</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 （略）</p> <p>（登録資格）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>（登録申請）</p> <p>第 3 条 （略）</p>

自ら申請することができないときは、登録を受けようとする印鑑を押し印した委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。

(確認)

第 4 条 市長は、印鑑の登録申請があったときは、当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。

2 前項の規定による確認は、印鑑の登録申請の事実について郵送その他市長が適当と認める方法により当該登録申請者に文書で照会し、その回答書及び規則で定める証明書等を登録申請者に持参させることにより行うものとする。ただし、当該登録申請者が登録を受けようとする印鑑を自ら持参して申請した場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法に代えることができる。

(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真を貼付したものの提示

(2) 規則で定める証明書等の提示及び本市又は他の市区町村においてすでに印鑑の登録を受けている者(前条ただし書の規定に基づく代理人を除く。)によって、当該登録申請者が本人に相違ないことを保証された書面の提出

3 前項に規定する回答書を持参する者が代理人であるときは、前条ただし書の規定を準用し、当該代理人が代理人本人であることを規則で定める証明書等の提示により行うものとする

(確認)

第 4 条 (略)

4 前各項の規定による本人確認を行う場合には、必要に応じて口頭で質問をすることにより確認に必要な事項を補足するものとする。

(登録印鑑)

第5条 登録できる印鑑は、1人1個に限るものとする。

2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑を登録しないものとする。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名等で次に掲げるもので表していないもの

ア 氏名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)に名又は通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)

イ 氏、旧氏又は通称の氏

ウ 名又は通称の名

エ 氏、旧氏又は通称の氏に名の頭文字

オ 氏、旧氏又は通称の氏の頭文字に名

カ 氏、旧氏又は通称の氏と名の各頭文字

(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの

(3) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

(4) 印鑑の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるも

(登録印鑑)

第5条 (略)

の又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの

- (5) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (6) その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの

3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。この場合において、前項第1号アからカまでを準用し登録申請者の特定ができるものとする。

（印鑑登録原票）

第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、第4条の規定による確認をしたときは、登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 印影
- (2) 住所
- (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称）
- (4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記

（印鑑登録原票）

第6条 （略）

載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

- (5) 出生の年月日
- (6) 登録番号
- (7) 登録年月日

2 前項第 2 号から第 7 号までに掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調製することができるものとする。

(印鑑登録証の交付)

第 7 条 市長は、前条の規定により印鑑登録原票に印鑑を登録したときは、印鑑登録証を登録申請者又はその代理人に直接交付するものとする。

(印鑑登録証の引換え)

第 8 条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、印鑑登録証が著しく汚染し、又はきそんした場合(登録番号が判読できない場合を除く。)に限り、当該印鑑登録証を添えて、印鑑登録証の引換えを市長に申請することができるものとする。

(登録事項の修正)

第 9 条 市長は、住民基本台帳により印鑑登録原票の登録事項(印影を除く。)に変更があることを知ったときは、職権により当該登録事項を修正するものとする。

(印鑑登録証の交付)

第 7 条 (略)

(印鑑登録証の引換え)

第 8 条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、印鑑登録証が著しく汚染し、又は毀損した場合(登録番号が判読できない場合を除く。)に限り、当該印鑑登録証を添えて、印鑑登録証の引換えを市長に申請することができるものとする。

(登録事項の修正)

第 9 条 (略)

(印鑑登録の廃止申請)

第10条 印鑑の登録を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を受けている印鑑(第2号に該当するときは、登録を受けている以外の印鑑)及び印鑑登録証(第4号の場合を除く。)を添えて市長に申請しなければならない。ただし、代理人によることを妨げない。この場合、第3条ただし書及び第4条の規定を準用し、第2号に該当するときは、登録を受けている以外の印鑑を押印しなければならない。

- (1) 印鑑の登録を廃止しようとするとき。
- (2) 登録を受けている印鑑を紛失したとき。
- (3) 印鑑登録証の登録番号が判読できなくなったとき。
- (4) 印鑑登録証を紛失したとき。

(印鑑登録の抹消)

第11条 市長は、印鑑の登録を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録を抹消するものとする。

- (1) 印鑑登録の廃止申請をしたとき。
- (2) 死亡し、又は失そう宣告を受けたとき。
- (3) 転出したとき(転出予定年月日を経過したときを含む。)
- (4) 氏名、氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更(登録されている印影を変更する

(印鑑登録の廃止申請)

第10条 (略)

(印鑑登録の抹消)

第11条 (略)

必要のない場合を除く。)したことにより、登録を受けている印鑑が第5条第2項第1号に該当することになったとき。

- (5) 外国人住民にあっては法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)
- (6) 意思能力を有しない者となったとき。
- (7) その他抹消すべき理由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により登録の抹消をしたときは、同項第1号から第3号まで及び第5号の事由を除き、当該登録者にその旨を通知するものとする。

(印鑑登録証明書)

第12条 印鑑登録証明書は、印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票に登録されている印影について市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称)
- (2) 出生の年月日
- (3) 住所
- (4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

(印鑑登録証明書)

第12条 (略)

2 前項に規定する印鑑登録証明書の作成は、コンピュータの出力装置により行うものとする。

3 事故その他やむを得ない事情により前項の規定による印鑑登録証明書の作成ができないときは、別の方法により印鑑登録証明書を作成することができるものとする。

(印鑑登録証明書の交付申請)

第13条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。

(印鑑登録証明書の不交付)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録証明書を交付しないものとする。

(1) 印鑑登録証の提示がないとき。

(印鑑登録証明書の交付申請)

第13条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第7項の規定により同条第1項に規定する署名用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、逗子市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年逗子市条例第14号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、印鑑登録証の提示を要しないものとする。

(印鑑登録証明書の制限)

第14条 市長は、前条第1項の規定による申請に際し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ、印鑑登録証明書を交付するものとする。ただし、当該印鑑登録証が著しく汚染し、又は毀損しているため、識別が

(2) 印鑑登録証が著しく汚染し、又はきそんしているため、識別が困難であるとき。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(閲覧の禁止)

第15条 市長は、印鑑登録原票その他印鑑に関する書類を閲覧に供しないものとする。

(質問調査)

第16条 市長は、印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができるものとする。

(行政手続条例の適用除外)

第16条の2 この条例の規定による処分については、逗子市行政手続条例(平成10年逗子市条例第1号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年6月1日から施行する。

(経過規定)

2 この条例施行の際、すでに改正前の逗子市印鑑条例の規定により登

困難である場合を除く。

2 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、当該申請をした印鑑登録者の住所への郵送によってのみ、印鑑登録証明書を交付するものとする。

(閲覧の禁止)

第15条 (略)

(質問調査)

第16条 (略)

(行政手続条例の適用除外)

第16条の2 (略)

(委任)

第17条 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(経過規定)

2 (略)

録されている印鑑は、この条例により登録されたものとみなす。	
3 前項の規定により登録されたものとみなされた印鑑については、申請により印鑑登録原票に登録替えするものとする。	3 (略)
4 前項の規定により、登録替えが済んでいない印鑑について、印鑑登録証明書の交付申請をする場合には、当該印鑑を添えなければならない。ただし、代理人によることを妨げない。この場合には、この条例第3条ただし書の規定を準用する。	4 (略)
5 前2項の申請があったときは、印鑑登録証を交付するものとする。	5 (略)
6 第3項及び第4項による申請が、昭和51年11月30日までになされないときは、同日限りで当該印鑑の効力は失うものとする。	6 (略)